

令和 2 年 5 月 1 4 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 臨 時 会)

廿 日 市 市

第 2 回廿日市市議会議案目次

報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて	9
報告第 7 号	専決処分につき承認を求めることについて	13
報告第 8 号	専決処分につき承認を求めることについて	17
報告第 9 号	専決処分につき承認を求めることについて	23
報告第 10号	専決処分につき承認を求めることについて	27
報告第 14号	専決処分事項の報告について	31

報告第5号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和2年3月31日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければな

らない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。

以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、

同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項を同条第15項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定に

よる改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第6号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和2年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第３４９条の３第１０項から第１２項まで、第２２項から第２４項まで、第２６項、第２８項から第３１項まで、第３３項又は第３４項」を「第３４９条の３第９項から第１１項まで、第２１項から第２３項まで、第２５項、第２７項から第３０項まで、第３２項又は第３３項」に改める。

附則第２項を削る。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同項を附則第２項とする。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を附則第３項とし、附則第５項を附則第４項とする。

附則第６項中「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第５項とする。

附則第７項中「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第６項とする。

附則第８項中「附則第６項」を「附則第５項」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第７項とする。

附則第９項中「附則第６項」を「附則第５項」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第１０項中「附則第６項」を「附則第５項」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第９項とする。

附則第１１項中「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第１０項とし、附則第１２項を附則第１１項とする。

附則第１３項中「附則第１１項」を「附則第１０項」に改め、同項を附則第１２項とする。

附則第 1 4 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 9 項から第 1 1 項まで」を「附則第 8 項から第 1 0 項まで」に、「附則第 1 1 項」を「附則第 1 0 項」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 5 項中「、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」を「から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで若しくは第 4 2 項から第 4 4 項まで」に、「第 3 4 項」を「第 3 3 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則中第 1 6 項を第 1 5 項とし、第 1 7 項を第 1 6 項とし、第 1 8 項を第 1 7 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第7号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

廿日市市長 松本太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和2年3月30日

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「2万4,742円」を「1万9,794円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「2万4,742円」を「1万9,794円」に、「3万5,959円」を「2万7,711円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「2万4,742円」を「1万9,794円」に、「4万7,835円」を「4万6,186円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険料に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第8号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和2年4月1日

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第2条第1項とし、同条に見出しとして「（佐伯町及び吉和村の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則第3項を附則第2条第2項とし、附則第4項を同条第3項とする。

附則第5項を附則第3条第1項とし、同条に見出しとして「（大野町及び宮島町の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則第6項を附則第3条第2項とし、附則第7項を同条第3項とし、附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
第4条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭

未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

附則に次の見出し及び2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症について、国内の感染拡大防止の観点から、感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第9号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和2年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第10号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和2年4月24日

廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第25条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(提案理由)

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、傷病手当金に係る改正規定が令和2年5月1日から施行されたことに伴い、廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月14日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 15,464円

- 2 専決処分年月日 令和2年4月27日

(参考事項)

令和2年3月27日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。